乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成・子ども手当・児童育成手当

現況届の提出をお願いします

現在、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、子ども手当、児童育成手当を受給している方は、毎年現況届の提出が必要です。

この届け出は、毎年6月1日現在の状況により、引き続き手当などを受けるための要件を満たしているかどうかを確認するものです。この届け出がされないと6月分以降の手当、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

届け出の用紙は、6月中旬に郵送します。必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、次の通り提出してください。

【提出期限】 7月9日（金）

【提出方法】 次の通り

①乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成・子ども手当＝郵送で提出してください。返信用封筒を届け出の用紙と同封して送付します

②児童育成手当＝直接子育て支援課（市役所2階）へ提出してください

【ご注意】 子ども手当について、3月まで児童手当を受給していて「みなし認定」（継続認定）されている方は、現況届の提出が必要となります。

一方、今年4月以降に新規申請書や額改定申請書を提出した方は、子ども手当の現況届を提出する必要がありません。

※現在受給していない方も、所得額の変更・扶養人数の変更・加入している年金の変更などにより受給できる場合がありますので、子育て支援課へ問い合わせてください。

詳しくは同課助成係☎470・7736へ。

子ども手当（児童手当）・児童育成手当を振り込みます

2月・3月分の児童手当と4月・5月分の子ども手当を指定預金口座へ振り込みます。3月まで児童手当を受給していなかった方は、子ども手当だけの振り込みとなります。

また、ひとり親手当の児童育成（障害）手当（2月～5月分）も6月が定例払いの月です。

各手当の振り込み予定日は次の通りです。

▼子ども手当・児童手当＝6月15日（火）▼児童育成（障害）手当＝6月16日（水）

利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

上の原さくら保育園で一時保育を開始しました

4月に開園した上の原さくら保育園（上の原1ノ2ノ44）では、5月10日から一時保育事業を開始しました。保護者が就労や通学、通院などにより、断続的に家庭での育児が困難となる場合や疾病、出産、冠婚葬祭などで緊急に保育が必要となる場合に、ご利用いただけます。

対象児童は満1歳～未就学児で、保育時間は土曜・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く月曜～金曜日の午前8時半～午後5時です。利用料は全日2000円、半日1000円（食事代を含む）となります。

【ご注意】 利用に際しては、事前に登録や健康診断などが必要となります

詳しくは上の原さくら保育園☎477・1359へ。

新しい保育園「Nicot（にこっと）東久留米」

6月1日（火）に開園します

東久留米駅北口連絡通路と店舗が竣工し、1階部分に、市内で17番目となる認可保育所（民設民営園）「Nicot東久留米」（にこっとひがしくるめ）が開園します。

同園では、産休明け保育や延長保育、一時保育を実施します。

【名称】 Nicot東久留米

【所在地】 東本町1ノ8、Emio（エミオ）東久留米1階

【設置者】 株式会社こどもの森

【電話番号】 472・2521

※一時保育は、詳細が決まり次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

詳しくは保育課保育係☎470・7745へ。

緊急雇用創出事業に伴う

市臨時職員を募集します

市では、急激な雇用情勢の悪化により離職を余儀なくされた方の支援のため、緊急的に雇用対策を実施します。

施設管理課（臨時職員）

【応募資格】 解雇や継続雇用の中止により離職を余儀なくされ、現在失業中の方

【業務内容】 市内の道路排水施設（集水ます、側溝など）の清掃および点検業務

【募集人員】 2人

【雇用期間・勤務日時・賃金】 7月～12月。1ヵ月に16日程度の勤務。勤務時間は午前8時半～午後5時。時給1100円

【採用方法】 書類選考および面接の上、決定します。なお、応募書類は返却しません

【面接予定日】 6月21日（月）

申し込みは6月15日（火）までに（必着）、履歴書（写真添付）を施設管理課（市役所5階）に直接持参または、〒203-8555、市役所施設管理課あて郵送を。

詳しくは同課☎470・7764へ。

平成22年度市民税・都民税納税通知書（普通徴収分）を送付します

22年度の市民税・都民税の納税通知書を6月10日付で送付します。

今回送付する納税通知書は、市民税・都民税を個人で納付する方（普通徴収）が対象となります。

【対象となる方】 ①21年分所得税の確定申告書または22年度市民税・都民税申告書を提出した方②21年分の給与収入や公的年金などの支払報告書が勤務先などから市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方

【対象とならない方】 ①申告書を提出した場合でも、市民税・都民税の年税額をすべて給与から天引き（特別徴収）される方②税法上、市民税・都民税が課税されない方（非課税者）

【市民税・都民税の徴収を会社から給与天引き（特別徴収）で行っている方で、納税通知書が届いた方】 給与から天引き（特別徴収）をしている会社以外の収入について計算をした市民税・都民税を納税通知書で納めていただく方（普通徴収）

【ご注意】 22年度の課税・非課税証明書は、6月10日（木）から発行します。また、6月9日（水）は年度切り替え処理のため、自動発行機での課税証明書・納税証明書は発行できません。ご了承ください

◎21年10月から始まった公的年金などからの個人住民税の引き落とし（特別徴収）制度が改正されました

21年度までは、65歳未満で公的年金などを受給している方は、公的年金などに係る個人住民税の納付について普通徴収（納付書や口座振替などでお支払いいただく方法）で納めていただきましたが、22年度の税制改正により、公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の個人住民税について給与から天引き（特別徴収）をされている方は、公的年金などの所得と合わせて給与からの天引き（特別徴収）ができるように変更されました。

この改正に伴い、前記の変更を希望する方は、勤務先の会社の担当者に申し込みを行ってください。会社からの特別徴収への切り替え申請に基づき、市において処理を行います。なお、給与所得に係る個人住民税の納付方法が普通徴収（納付書か口座振替）の方の取り扱いは変更ありません。

詳しくは課税課市民税係（内線2333～2337）へ。

国民年金だより

20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、万が一の病気やけがに備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。日本国内に住む20歳～60歳の方が加入します。

国民年金には65歳から受けられる老齢基礎年金や、万が一のときに受けられる障害基礎年金、死亡時に支給される遺族基礎年金などがあり、これらの年金を受けるためには国民年金に加入し、保険料を納付することが必要です。

20歳になったら、日本年金機構から送付される書類を持参の上、市保険年金課（市役所1階）で加入手続きをお願いします（厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く）。納付が難しい場合は、ご相談ください。

また、20歳前に厚生年金に加入したことがある方や遺族年金を受給していた方は、年金手帳を持参の上、加入の手続きをお願いします。

国民年金について、詳しくは同課☎470・7732または武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

募集

非常勤嘱託職員（児童厚生員）

【募集人数】 若干名

【勤務時間など】 日曜日、祝日を除く月曜～土曜日、月124時間以内（変則勤務あり）

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育

【雇用期間】 7月1日～9月30日（更新可）

【賃金】 時給1513円（交通費相当額は別途支給）

【応募資格】 児童厚生1、2級指導員または保育士・幼稚園・小・中学校教諭の資格を有するおおむね50歳以下の方

【応募書類】 ①履歴書（写真添付）②資格証明書の写し③「学童保育所・児童館の役割」についての考えや意見を原稿用紙で800字以内にまとめた小論文

申し込みは6月1日（火）～7日（月）の午前8時半～午後5時（正午～午後1時と土曜・日曜日を除く）に、応募書類を子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。郵送不可。書類選考後、6月14日（月）・16日（水）に面接の上、決定します。

詳しくは同課児童係☎470・7735へ。

市立保育園のパート・臨時保育士

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休などの代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。

①パート保育士＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（しんかわ保育園、ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1010円

②臨時保育士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

※①②とも有資格の方。

希望する方は、履歴書（写真添付）を保育課（市役所2階）へ直接持参してください。なお、登録制のため、履歴書は返却しません。

詳しくは同課保育係☎470・7745へ。

都民住宅（東京都施行型）入居者を募集します

都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は都営住宅と異なり、中堅所得者向けの賃貸住宅です。

【申込資格】 ①都内に居住していること②同居親族がいること（単身では申し込み不可）③所得が一定基準内であること④現に自ら居住するための住宅を必要としていること⑤暴力団員でないこと

【募集案内の配布場所・配布期間】 土曜・日曜日を除く6月1日（火）～10日（木）に都市計画課（市役所5階）、都庁、都内各市区役所、町村役場、東京都住宅供給公社募集センター、同公社各窓口センターで配布。なお、同公社募集センターでは、6月5日（土）・6日（日）の午前9時半～午後5時も配布。また、配布期間中の6月1日午前9時～10日午後6時は、同公社ホームページからも取得できます。

申し込みは所定の申込用紙に記入の上、6月15日（火）までに（必着）、同公社募集センターあて郵送を。

詳しくは同センター☎03・3498・8894（土曜・日曜日を除く）へ。

※今回の募集期間以外で随時募集している「先着順受け付け」もあります。

◆東京都住宅供給公社募集センターホームページアドレス
http://www.to-kousya.or.jp/